

国立大学法人京都工芸繊維大学短時間勤務非常勤職員就業規則の一部改正について（案）

1. 改正理由

京都府における最低賃金の引き上げに対応するため、所要の改正を行うもの。

2. 主な改正内容

- (1) 事務補佐員及び技術補佐員に係る時間給額の構成を1号から9号までに改める。(別表第2関係)
- (2) 事務補佐員及び技術補佐員に係る1号の時間給額を890円に改める。(別表第2関係)

3. 施行日

平成30年10月1日

国立大学法人京都工芸繊維大学短時間勤務非常勤職員就業規則（抜粋）

別表第2（第30条関係）

職名	号	時間給額
事務補佐員 技術補佐員	1	860
	2.1	880.890
	3.2	910
	4.3	950
	5.4	1,000
	6.5	1,050
	7.6	1,100
	8.7	1,150
	9.8	1,200
	10.9	1,250
研究補助員（プロジェクト等名）	1	1,000
	2	1,200
	3	1,400
	4	1,600
※専門職	1	2,250
	2	2,500
	3	2,750
	4	3,000
	5	3,250
非常勤医師		6,000
カウンセラー		2,500
研究員（プロジェクト等名）	1	1,300
	2	1,500
	3	1,700
	4	1,900
	5	2,100
	6	2,300
	7	2,500
	8	2,700
	9	2,900

	10	3,100
	11	3,300
	12	3,500
	13	3,700
	14	3,900
リサーチ・アシスタント	博士後期課程	1,400
ティーチング・アシスタント	博士前期課程	1,200
	博士後期課程	1,400
スチューデント・アシスタント	学部	1,000
	ピア・チューター	学部
	博士前期課程	1,200
	博士後期課程	1,400

※ 職務内容である専門的業務等の名称を冠するものとする。

京都工芸繊維大学におけるハラスメントの防止等に関する規則の一部改正について（案）

1. 改正理由

ハラスメントの行為者が学生である場合の事案において、事務処理を合理的かつ効率的に行うため。

2. 改正内容

ハラスメント対策委員会の事務処理担当として、学生サービス課を加える。（第10条第12項関係）

3. 施行日

平成30年10月1日

京都工芸繊維大学におけるハラスメントの防止等に関する規則の一部改正について (案)

新旧対照表

_____は改正箇所を示す。

現 行 条 文	改 正 後
<p>第1条から第9条まで (略)</p> <p>(ハラスメント対策委員会)</p> <p>第10条 ハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するため、総括相談員からの報告に基づき事実関係の調査及び必要な措置を行う必要があると学長が認めるときは、本学にハラスメント対策委員会 (以下「対策委員会」という。) を置く。</p> <p>2から11まで (略)</p> <p>12 対策委員会の事務は、人事労務課が処理する。</p> <p>第11条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p>	<p>第1条から第9条まで (略)</p> <p>(ハラスメント対策委員会)</p> <p>第10条 ハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するため、総括相談員からの報告に基づき事実関係の調査及び必要な措置を行う必要があると学長が認めるときは、本学にハラスメント対策委員会 (以下「対策委員会」という。) を置く。</p> <p>2から11まで (略)</p> <p>12 対策委員会の事務は、人事労務課が処理する。<u>ただし、ハラスメントを行った可能性がある者が学生に限られる場合の当該事務については、学生サービス課が処理する。</u></p> <p>第11条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規則は、平成30年10月1日から施行する。</u></p>